

今月は「知ってみよう」「住み慣れた地域や自宅で安心して暮らすには」

市では、在宅医療・介護の連携で  
市民のみなさんを支えています。

出典：栃木県保健福祉部医療政策課  
とちぎで在宅医療  
～住み慣れた地域や自宅で  
安心して暮らすには～  
から一部抜粋

イベント

お知らせ

## 在宅での療養生活を支えてくれる主な機関

医療と介護のスタッフが  
連携して、在宅での療養生  
活を支えています。

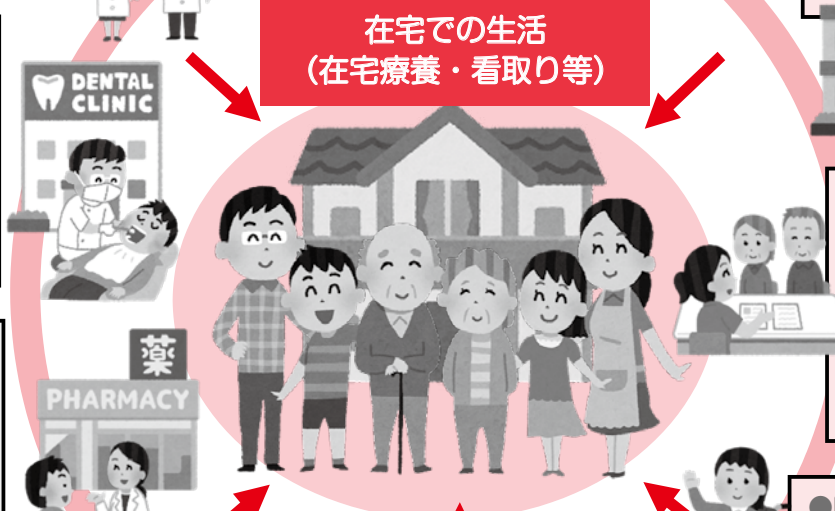
●診療所  
かかりつけ医が、通院困  
難な患者の自宅などを訪  
問して診療を行います。

●訪問介護  
介護福祉士やホームヘルパーが食事の  
準備や掃除、入浴や排泄などの身の回り  
の支援を行います。

●病院  
入院治療が必要な場合  
の対応を行います。  
院内の「地域医療連携  
室」などでは、入院患者の  
退院支援を支えます。

●介護老人保健施設など  
短期入所やデイケアに  
よる生活に必要な介護、  
栄養管理、リハビリ等の  
サービス提供を通して、  
在宅介護を支援します。

●歯科診療所  
歯科医師や歯科衛  
生士が患者の自宅な  
どを訪問し、虫歯治  
療や入れ歯の調整、  
口腔ケアなどを行  
います。



●薬局  
薬剤師が医師の処  
方箋に基づいて薬の  
調剤を行い、患者の自  
宅などに届けます。ま  
た、薬の管理方法や飲  
み合わせの指導を行  
います。

●居宅介護支援事業所  
ケアマネジャーが介  
護保険のケアプランを  
作成するほか、利用者  
が安心して介護サー  
ビスを利用できるよう  
支援します。

●訪問看護ステーション  
医師の指示に基づいて、看護  
師が患者の自宅などを訪問し、  
看護サービスを提供します。  
また、理学療法士や作業療法  
士、言語聴覚士が、患者の体  
の状態に応じたリハビリテーシ  
ョンを行うこともあります。

●市役所・町役場  
国民健康保険、介護保険などの相談窓口があります。  
保健師などが療養生活上の相談に対応します。  
●地域包括支援センター  
地域における高齢者の暮らしを支えるため、介護・  
福祉・医療に関する相談や介護予防の支援などを行  
います。

●障がい者相談支援事業所  
障がいをお持ちの方や  
家族に対し、安心して地  
域生活を送るための支  
援体制作りや、日常生  
活の相談、福祉サー  
ビス利用についての  
案内を行います。

●栄養ケアステーション  
管理栄養士が、医療、介  
護、福祉、行政等の関  
係機関と連携し、嚥下  
障害や低栄養、疾病  
の重症化等において、  
予防と治療の両面  
に対応した食事支  
援を行います。

在宅医療を受けたい場合は、ご家族などと話し合い、『かかりつけ医』『病院の地域医療連携室』『お近くの地域包括支援センター』『担当のケアマネジャー』『高齢福祉課』などに相談してみましょう。

